

平成 23 年 2 月 17 日  
社団法人投資信託協会

## 「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」等の 制定等について

### I 制定の目的

金融庁においては、平成 22 年 1 月 21 日に公表した「金融・資本市場に係る制度整備について」を踏まえ、同年 9 月 13 日付けで、デリバティブ取引等に係る販売勧誘について、現状の規制をより一層強化し、投資者保護の充実を図る観点から「デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について」を公表した。

本会では、これを受け、同年 9 月 15 日に、自主規制において必要な措置を講じること検討すること等の対応を行うとした「店頭デリバティブ取引に類する複雑性を有する投資信託について」を公表した。

今般、これらを踏まえ、投資者保護の一層の充実を図るため、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」等を制定するとともに関連規則等の一部改正を行うこととする。

### II 制定する規則等の主な内容

#### 1. 「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」等の制定について

##### (1) 勧誘における適合性原則の徹底

- ① 正会員（委託会社）は、直接募集等のうち、新たな投資信託の受益証券の取得の勧誘に当たっては、当該投資信託の特性やリスクを十分に把握し、当該投資信託に適合する顧客が想定できないものは、取得の勧誘を行ってはならないこととする。【合理的根拠適合性の新設】（規則第 3 条第 1 項）
- ② 正会員（委託会社）は、直接募集等の業務に関し、重要な事項について、顧客に十分な説明を行うとともに、理解を得るよう努めなければならないこととする。【重要事項説明】（規則第 3 条第 2 項）
- ③ 正会員（委託会社）は、特定投資家を除く個人顧客に対し、店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託等の取得の勧誘（当該取得の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話により行うもの並びに当該取得の勧誘の要請をしていない顧客に対し、正会員（委託会社）の本店、その他の営

業所又は事務所において行うものに限る。)を行うに当たっては、勧誘開始基準を定め、当該勧誘開始基準に適合したものでなければ、当該取得の勧誘を行ってはならないこととする。【勧誘開始基準の新設】(規則第4条)

(2) 顧客に対する注意喚起文書の交付

正会員(委託会社)は、顧客(特定投資家を除く。)と「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」の取得に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、注意喚起文書を交付し、説明しなければならないこととし、注意喚起文書には、イ リスクに関する注記喚起、ロ 指定紛争解決機関による苦情処理及び紛争解決の枠組みの利用が可能である旨及びその連絡先等を明瞭かつ正確に表示することとする。(規則第5条第1項、第2項、第3項)

(3) 顧客からの確認書の徴求

正会員(委託会社)は、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」の取得に係る契約を締結しようとするときは、当該顧客(特定投資家を除く。)が次に掲げる事項を理解し、当該顧客の判断と責任において当該取得の勧誘に応じて買付けを行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該取得に関する確認書を徴求することとする。

イ 規則に定める重要な事項の内容

ロ 契約により想定される損失額(中途売却(解約)した場合の売却(解約)額(試算額)を含む。)を踏まえ、当該顧客が許容できる損失額及び当該想定される損失額が当該顧客の経営又は財務若しくは資産の状況に与える影響に照らして、当該顧客が取引できる契約内容であること。(規則第6条)

(4) 対象となる基準指標について

「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」について、対象となる基準指標は、投資者が新聞、情報端末、委託会社のホームページ、取扱い販売会社からの情報提供等により入手可能なものに限り使用するものとする。(規則第8条)

(5) 名称の制限について

「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」の名称(愛称を含む。)には、元本や利回りの保証や基準価額の変動リスクが低いかの誤解を与えるおそれのある名称(「元本確保型」「条件付元本確保型」「リスク低減型」「リスク限定型」等)は用いないこととする。(規則第9条)

(6) 販売会社への商品説明の強化

「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」について、過去に自己が設定した類似の投資信託に関して販売会社へ寄せられた苦情についての情報を収集・分析して、新たに設定される商品の改善や改良等、投資者の苦情を踏まえた商品組成の強化に努め、販売会社への商品説明についてより一層の強化に努めるものとする。(規則第 10 条)

(7) 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託のうち、特定のものの開示等の特例

店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託のうち、特定のものの開示等について、規則に定めるもののほか細則において次に掲げる事項を定める。(規則第 11 条)

① 目論見書・販売用資料等による開示の徹底

イ 目論見書・販売用資料等の表紙等に、一定の条件に達した場合には元本を大きく毀損するリスクがある等リスクについて投資者に注意を促す文言を 12 ポイント（日本工業規格 Z8305）以上で記載し、枠で囲む等の表示をする。(細則第 3 条)

ロ 一定の条件に該当した場合には、元本確保機能がなくなり、償還価額が基準指標の値により変動する商品性となった旨等を最初に記載する等商品のリスク情報等について投資者に十分な注意喚起が図られるよう記載順を定めるとともに、12 ポイント以上で目立つよう記載する。(細則第 4 条)

② 運用報告書による開示及び適時開示の徹底

作成時の指標価額、スタート時と作成時の指標価額等の相対的状況や基準指標の値により償還価額が変動する商品性となった場合にはその旨を記載する等、作成時点での商品性等を明瞭にわかり易く記載し、適時開示資料については、取扱い販売会社に送付する。(細則第 5 条、第 6 条)

(8) その他

上記規定に伴い、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」に関する定義規定を新設するなど所要の整備を行うこととする。(規則第 2 条、第 7 条、第 12 条、第 13 条、細則第 2 条、第 7 条、第 8 条)

2. 「受益証券等の直接募集及び解約等に関する規則」の一部改正について

(1) 規則名称の変更

規則名称を「受益証券等の直接募集及び解約等に関する規則」から「受益証券等の直接募集等に関する規則」に変更する。

(2) 勧誘における適合性原則の徹底

新たな投資信託の受益証券の取得の勧誘に当たり、合理的根拠適合性を求める。  
(規則第4条第2項)

(3) レバレッジ投資信託に関する重要事項の説明及び勧誘開始基準

レバレッジ投資信託の定義を定めるとともに、当該投資信託に関し、重要事項の説明及び勧誘開始基準を定めるよう求める。(規則第4条第3項、第6条の2)

(4) その他

その他、所要の整備を行うこととする。(第12条の2他)

3. その他細則等の整備について

「受益証券等の直接募集及び解約等に関する規則」の規則名等の変更に伴う所要の整備を行う。

- ・ 受益証券等の直接募集及び解約等に関する規則に関する細則(第1条)
- ・ 受益証券等の直接募集等に係る顧客分別金信託に関する細則(第1条、第2条、第5条)
- ・ 受益証券等の乗換勧誘時の説明義務に関するガイドライン(「1.」)
- ・ 広告等の表示及び景品類の提供に関する規則(第5条)

III 実施日

この規則等の制定等は、平成23年4月1日から施行する。